平成１９年（行ウ）第４７４号　分限免職処分取消請求事件

原　告　　疋田哲也

被　告　　東京都

原告準備書面（２）

２００８年（平成２０年）２月１９日

東京地方裁判所民事第１１部い行係　御中

原　告　疋　田　哲　也　印

上記訴訟代理人弁護士　津　田　玄　児　印

同　福　島　晃　印

以下、被告準備書面（１）に対する主張反論を行なう。

第１　原告の経歴等教育実績の評価について

１　原告の「被告は、原告の教育実績・研修成果等、分限処分にあたり考慮すべきことを考慮していない」との批判に対し、被告は、

①　職務上の経歴等は充分これを考慮している。

②　原告の外部にあらわれた行為、態度につき、「その性質、態様、背景、状況」等を評価している。

旨、反論している（準備書面（１）２ページ（２））

２　しかし、被告は「職務上の経歴等は充分これを考慮している。」旨主張してはいるものの、具体的にいかなる職歴・実績につき、どのように評価したかについては全く触れていない。

しかも、被告の本件処分の実質的決定者であった佐藤正吉東京都教育庁人事部主任管理主事（同人自身、自らが本件処分の実質的最終決定者であることを自認している。甲７８。）は、原告本人が東京都から委嘱を受けて行なっていた性教育研究会での活動についてさえ、全く知ってすらいなかった（甲７８）。

原告の教育活動は、学校内の授業・課外活動に留まらず、地域の教育活動（青空学校等）など多岐多様にわたるものであるが、その中でも東京都の委嘱を受けての性教育研究会での活動は最も公的な活動とも言えるものである。そのような原告の公的な教育活動すら知らず、したがって全く考慮していないままに被告は本件分限処分を発令しているものであり、その他の原告の多岐多様な教育活動についても、被告は全く考慮せぬまま本件分限処分を発令していることは推して知るべし、火を見るより明らかである。

３　仮に、被告が準備書面（１）で主張したように、「職務上の経歴等は充分これを考慮している。」というのであれば、本件処分の決定にあたり、いかなる教育活動歴について考慮材料としたのか、その教育活動歴について被告はどのような評価をしたのかを具体的に明らかにされたい。ただ単に、原告のこれまでの在職校と役職のみ検討したというのであれば、それは「教育実績を考慮した」ことには全くならないので念の為申し加えておく。

上記明らかに出来ないのであれば、被告が本件処分にあたり、原告の教育活動実績を「考慮すべき事情」として考慮していなかったことは明らかであるといわざるを得ない。

第２　研修成果について

１　研修成果についても、原告の「研修成果を考慮していない」との批判に対しては、被告は、「原告に対する研修は、そもそも一定の研修成果を得ることを

目的とした研修（例えばステップアップ研修）とはその性格を異にするものであり、本件分限免職処分は、研修成果を踏まえなければならないものではない」と開き直りの主張を述べ（この点については、第３で後述する。）、更には、「被告都教委は、原告の研修への取り組み方（研修態度）について小平市教委から口頭で報告を受けたものの、原告の研修態度は決して本件分限免職処分を否定するものではないと判断」した旨、述べている（被告準備書面（１）３ページ（５））。

２　しかしながら、被告は「原告の研修態度は決して本件分限免職処分を否定するものではないと判断」した具体的根拠については、これまでに全く具体的に述べていない（なお、被告準備書面（１）８～９ページの（７）で述べられている「私物の件」及び「生徒Ｂに対する謝罪の件」については、事実誤認や評価の重大な誤りがあるので（第５項において後述する）、理由とはならない。また、「現時点においてさえ、男性用雑誌は、岡崎教頭が理科室に運搬して撮影した旨の虚偽の主張をしている」（被告準備書面（１）９ページ（８））旨の主張は、それこそ事実誤認であるので、理由とならないことは言うまでもない。）。

３　逆に、原告は、すでに人事委で原告自身が「研修時に研修担当者から『あなたはスーパーティーチャーになれる』と言われた」と述べているとおり、研修担当者の目から見ても、もともと原告の教員としてが高かったうえに、さらに研修によって、体罰認識の改善も含め、その成果が上がったことは明らかであり、被告の主張する「原告の研修態度は決して本件分限免職処分を否定するものではない」という判断はまったく根拠のないものである。

４　しかも、原告が作成した膨大な研修資料（甲２７，２８）については、これに目を通したのは、小平市教委の稲葉理事のみであり、原告の直属の上司である澤川校長も、本件処分を行なった都教委の人間も誰も原告の作成した研修資料には一瞥すら加えていないのである。

被告は、「市教委からの研修成果の報告は受けた」旨、主張しているが、実質的に原告が作成した膨大な研修資料に全く目を通さないままで「原告の研修態度は決して本件分限免職処分を否定するものではないと判断」したということは、その判断が全く無責任なものであったことを実証している。

5　被告においては、何ゆえに、原告の研修態度が本件分限免職処分を否定するものではないと判断できたのか、他の研修を受けた者と比較して劣っていたなどの具体的状況を示して、その判断の具体的根拠を明らかにされたい。

第３　研修の濫用

１　第２項で前述したように、被告は、「原告に対する研修は、そもそも一定の研修成果を得ることを目的とした研修（例えばステップアップ研修）とはその性格を異にするものであり、本件分限免職処分は、研修成果を踏まえなければならないものではない」と、一種開き直りともとれる主張を行なっている。

これは、被告が、「分限免職に当たっては研修成果を踏まえなくとも良い」と主張しているに外ならず、被告の主張は最高裁４８年判例に真っ向から反するものである。

２　また、被告の「原告に対する研修は、そもそも一定の研修成果を得ることを目的とした研修（例えばステップアップ研修）とはその性格を異にするもの」であるとの主張であるが、そもそも研修と名の付く以上は、研修を受けるものに何らかの成果を期待することを目的とするのは当然のことであり、「一定の研修成果を得ることを目的とした研修ではない。」旨の被告の主張は意味が分からない。

この点、被告は準備書面（２）７ページ３（２）において、研修目的について、「原告をこのまま小平五中に勤務させておくことは出来ない状況であったことから発令されたものであり、研修の結果（成果）を踏まえたうえ、小平市教委として被告都教委に処分内申するか否かを決定する、というものではなかったのである」と、正直に述べている。

3　しかしながら、被告が同項においても述べているように、本件研修も地教行法４５条１項に基づくものである。

　とするならば、地教行法４５条１項は地公法３９条を引用しているところ、地公法３９条１項は研修目的について「能力増進のため」と明記している。すなわち、教育公務員も含め地方公務員に対する「研修」については、「研修」である以上は、「能力増進」という研修成果を目的とするものでなければならない（これは、「研修」の趣旨から言っても当然のことである）。

　であるからこそ、原告に対する研修命令についても、「教員としての資質向上のため」と明示されているのである。

4　にも関わらず、「現場から離すことが目的の研修」であるとするならば、これは最早、地教公法４５条の研修制度の潜脱に他ならない。

　それでもなお、「現場から離すことが目的」の研修が、地教公法４５条に根拠を置くというのであれば、何故に同法同条に基づいて、「現場から離すことを目的とする研修」を行なうことが出来るのか、釈明を求める。

5　実質が能力増進を目的としない研修ならば、研修成果を考慮しなくて良いのか？

　被告は、「地方公務員法上、分限免職処分を為すに当たり、職員の研修が義務付けられているわけではないし、最高裁昭和４８年判決も、分限免職処分に当たり研修を義務付けているわけではない」と主張し、更に「分限免職に当たり、研修を行なうか、あるいは、研修を行なったうえ、研修態度を含め研修成果をいかに評価し、判断するかは、任命権者の合理的裁量に委ねられている」と主張する（被告準備書面（２）８ページ（５））。

　確かに、一般論としては、分限免職にあたり、研修が義務付けられているわけではないというのは、そのとおりであるかもしれない。しかしながら、ひとたび「研修」が行なわれたのであるならば、研修が「能力増進」を目的とするものである以上（地教行法４５条、地公法３９条１項）、実際に当該研修によ

り能力増進の成果が出たか否かは重要な問題となるはずであり、最高裁４８年判例に基づけば「考慮しなければならない事情」として分限処分に当たって考慮しなければならないはずである。研修を行なうか否かについては任命権者の合理的裁量の範囲であるとしても、一たび研修を行なったのであるならば、研修成果について無視することは、４８年判例に照らし「考慮しなければならない事情を考慮しなかった」ものとして任命権者の裁量の範囲を超えて違法となることは明白である。

第４　最高裁昭和５４年判決環裁判官補足意見について

１　被告の主張

被告は、最高裁昭和５４年判例の環裁判官補足意見を引用し、「教員が成熟した社会人として自ら実践、垂範する実物教育こそが、高等教育や専門教育に比して格別に強く期待されているものとみなければならない」とし、初等中等教育における教育公務員の適格性につき、教職員の高度の道徳的清廉潔白性を求めている。

２　確かに、上記環裁判官意見がそのように述べているのは事実であるが、それは環裁判官意見の一面のみを見ているに過ぎない。

環裁判官意見は、上記のとおり、「社会人としての実践・垂範する実物教育こそが強く期待されている」と述べてはいるが、その前提として、「社会的ルールを尊重することによって相互に協同しながらも、いたずらに他人に追随することなく自主、自律の精神をもって自らの個性を確立することを忘れないという、二つの要素の均衡し調和した資質、を養うことが、その重要な教育目標とされている」旨も述べている。

すなわち、環裁判官意見も、自ら生徒の垂範となる教職員についても、校長・教頭への盲従を求めているものではなく、協同も必要だが、自主・自立の精神も必要、その均衡が重要、と述べているのである。このような環裁判官意見

に従うのであれば、無理難題・不合理な職務命令を頻発する校長に盲従する姿勢を生徒に示すことは、生徒の自主自律の精神を養う実物教育としては妥当ではないということになるはずである。

また、環裁判官意見は、むしろ、生徒の教育を受ける権利を重視しており、当該教師の独善的な行為の結果、生徒が十分な教育を受けることができなくなったことを分限の理由として重視している。本件原告の場合については、分限事由となっている私物の件については、理科などの授業および校内の課外活動、学校行事に用いるものが全てであり、「私物」とされるものは、まさに実物教育の実践の材料として、教育活動充実のために用いられてきたものであり、生徒の教育を受ける権利の観点から見れば、プラスになりこそすれ、マイナスにはならないものである。自動車通勤についても、授業の実施のみならず、種々雑多な校内事務をこなしながら更に部活動やその他の課外活動にも積極的であった原告にとっては、病気の父親への対応からも、自動車通勤は必要であったところである。早帰りしていた澤川校長は知らなかったようであるが、原告は、ソフトテニス部の指導を夕方暗くなるまで行なって生徒を帰宅させた後、学年事務などの種々の仕事を行なっており、父親の病状が思わしくないにも関わらず、帰宅時間は毎日遅かったのである。原告は、自動車通勤をやめるのであれば部活動などの教育活動は縮小せざるを得ない状況であったものであり、自動車通勤についても、教育活動を維持・充実のためにやむを得ず行なっていたものであって、生徒の教育を受ける権利の観点から見れば、プラスになりこそすれ、マイナスにはならないものである。

3　５４年判例との決定的な違い

また、環裁判官意見の５４年最高裁判決の事例と本件を比べると、５４年判例の事例では、分限事由にはなっていないが当該教職員が教育長に対して前後３回に渡り有形力を行使していたというような特異な事情があり（甲１１２の陳述書を作成した[redacted]氏は、「分限免職」と聞いてそのような事情が本件

にもあったと当初想定したようである）、そのために実践教育の垂範者としての資質がないと判断されたものである。これに対して、原告は、少なくとも教育長や校長などに手をかけるような粗暴な教員ではない。

また、原告は自らの意見に基づいて行動するという点はあり、その点においては５４年判例の事例と共通する点も見られるが、原告は自らの行動規範は「生徒の教育にとってどうすればよいのか」を第一に考えていたものであって、（是非はともかくとして）組合活動や政治活動を第一に考えていたものでもない。その点も５４年事例と異なるように思える。

４　保護者の対応。乙２７「要望書」について

また、環裁判官補足意見は、分限事由としての適格性の問題として、保護者の当該教員に対する評価も問題にしている。

原告については、保護者や生徒の間でも評価が高かったことはこれまで再三主張してきたところであり、また、今回、原告の教育活動を知る方々からの多数の陳述書が寄せられ（甲２０～２２、２６、４７，４８、８３～９２、１０９、１１４～１１９、１２１～１２４）、さらには多数の署名も寄せられている（甲１２５）。

ところで、保護者からの対応の点については、被告は、平成１５年9月２５日付け「要望書」（ＰＴＡ役員会代表佐藤美喜）（乙２７）を示し、原告については保護者から多数の苦情が２～３年にわたり寄せられていた旨の主張をする。

しかしながら、そのような「多数の苦情」の存在が事実でなく、「要望書」に指摘されている事項が事実でないことは、これまでも丁寧に反論してきたところではあるが、今回、当時の事情を直接・間接に知る、原告の教え子である[redacted]氏から陳述書（甲１２１）が寄せられたので、同人の陳述書を引用しながら、「要望書」に対する反論を行なう。

(1)　「要望書」の作成・提出の経緯について

[redacted]氏は以下のように述べている（甲１２１）。

「①、平成１５年9月２５日の要望書について

三男が当時、一年生でした。

母はこの要望書をこの平成２０年１月まで見たことも聞いたこともなかったと証言しています。この要望書を見た母は２００件以上の苦情や意見という記述について､当時を振り返って考えると先生を擁護する意見がほとんどで、苦情は少なかったんじゃないか、苦情はあったとしても一部の人間が多く出していたのでは、と証言しています。私も三男も疋田先生の授業を受けていた当時、その授業について母におもしろい授業だったと話していましたし、母も近所の保護者たちから疋田先生の評判は聞いていました。

そして母が聞いた近所の噂では、ＰＴＡの一部が校長などと結びついて疋田先生を辞めさせようとしていて、周りの保護者は黙っているだけだったということでした。噂ではありますが、当時のＰＴＡにはそういった雰囲気があったのは間違いないようでした。母はこの要望書について言葉の端々を少しかえて事実をねじ曲げてないか、これならみんな悪者にされてしまうのではとも証言しています。」（以上引用）

上記のとおり､[redacted]氏が母親から直接聞いたところでは（平成１５年当時は、[redacted]氏は既に卒業。三男である弟が小平五中に１年生で在籍中）、当時の保護者の間の意見でも、原告擁護の意見が多数であり、苦情や非難が多数あったとはいえない。

また、「要望書」の作成については、ごく一部の保護者の間で作成されたものであること、校長と結びついた一部の保護者が原告を辞めさせようと活動しており、それに対して、他の保護者は口を挟めない雰囲気であった様子が伺われる。

上記事情、そして、今回の訴訟にあたって、保護者からも多数の陳述書が寄せられている状況からすれば、原告に対する保護者の評価は良好であり、むし

ろ積極的に評価する保護者が多かったことは明らかである。

したがって、環裁判官意見に従うとしても、環裁判官が言う「保護者が全体として当該教員に対して評価をした場合」にはあたらないのであり、むしろ環裁判官が言う「それが一部の者による、為にするものである場合等特別の事情のある場合」にあたり、適格性の消極的判断材料とはなりえないものである。

(2) 「要望書」の内容の真実性について

続いて、[redacted]氏は以下のように述べている（甲１２１）。

「三男の友人で当時一学年の各クラスにいた数名（当時ソフトテニス部に所属していた者も含む）にもこの要望書を見てもらいましたが、ソフトテニス部の項目、授業中の項目には事実と異なることが多数あることがわかりました。彼らが覚えている範囲での事柄をまとめると次のようになりました。

・ソフトテニス部の項目については、部に所属していた生徒は皆、見たことや聞いたことがないものばかりだと証言している。

・授業中について

「①　平成１４年度１学期から、一年生の授業中にたびたび「市教委、教育長、校長が悪いんだ。おれは悪くない」と攻撃的な口調で話していた。そのためにたびたび授業が30分以上もつぶれた。その間保護者より「やめて欲しい。」と苦情が殺到し、「もうやらない」と謝罪したにもかかわらず、何度も繰り返し授業をつぶしている」や「②　平成15年1学期中に1年生の理科の時間で①と同じことをやっていたので保護者が直接学校に抗議をしたりすると翌日の授業で「誰の親が自分を批判したのか。自分には弁護士が二人もついていると親に言っておけ。」と生徒たちをおどすようなことを言った。」といったことは実際なかった。

「③ 車通勤の件で注意され教頭先生とのやりとりをボイスレコーダでひそかに録音し、授業中に生徒たちに聞かせた。」

これについては授業中ではなかった。

「⑤　毎回テストの点数を読み上げながら返却していたので、病欠のため0点だった生徒がこれをきっかけに不登校になった。」

私が在学していた頃は、欠席の生徒の点数は読み上げることはなく、平成１４年当時は、点数は読み上げていなかった。

「⑩　教科書や他の理科教師たちとかけ離れた授業なので、受験がとても心配だという声が毎年多数あがるが、指導方法は全く改善されていない。」

「⑪　学年がかわり、理科の担任教師が変わると、「理科の授業がこんなに穏やかなものだと初めて知った。」と子供たちが親に訴える」

私も三男も疋田先生の授業を受けていましたが、前述のとおり、おもしろく分かりやすい授業だったので、受験が心配だというのが多数あがったというのには疑問です。受験当時の周りの生徒には心配だと言っていた者はいなかったと思います。⑪のような訴えは、悪い意味の訴えではなく、疋田先生の授業が他の先生方の授業と比べて衝撃的であり熱い授業だったからではないかと思います。」（以上、引用）

以上のとおり、被告が示す乙２７の「要望書」の内容は、当時の生徒に確認し、そして[redacted]氏が自ら経験したところに照らしても、事実とは全く異なり、捏造されたか、あるいは捏造とは言わないまでも事実を捻じ曲げられたかしたものであることは明らかであり、被告が主張するような、原告の問題行動がなかったこと、保護者間で大きな問題とはされていなかったこと、むしろ積極的に評価されていたことは明らかである。

(3) トラブルの原因は原告ではなくむしろ澤川校長もしくは岡崎教頭にあること

また、[redacted]氏は、以下のようにも述べている。

「要望書　要望　の「これらの苦情や生徒が実際に親に訴えた事柄は、ここ２，３年の内容です。」という記述について

私は平成１４年３月まで在学していましたが、卒業までの疋田先生、周りの生徒、保護者など学校の雰囲気を考えるとこの記述には疑問を感じます。この文

章が出されたのが平成１５年で、私の卒業が平成１４年であるからであり、前述のようにいくつかの疑問もあるからです。私が平成１４年３月に卒業するまでに、疋田先生の指導方法が問題にされたことは記憶にありません。次男が三年生に進級する平成１４年４月に澤川校長、岡崎教頭は赴任してきました。このときから、徐々に学校の様子が変になったと、次男は証言しています。その一例が、兄弟３人が在籍していたバスケットボール部ではっきりしました。」

（以下略）

（以上引用）

以上からすれば、澤川校長・岡崎教頭の赴任までは、原告の教育指導も含め、小平五中においては格段の問題もなかったことが伺われる。また、澤川校長・岡崎教頭の赴任以後に、学校に問題が生じたこと、むしろ教員として不適格であったのは、澤川校長・岡崎教頭であったことも伺われるものである。

５　結語

以上からすれば、５４年判決環裁判官意見を前提にしたとしても、原告に矯正し難い性格に根ざした独善的性格があって教職員としての職務遂行に重大な障害があるとはおよそ言えないことは明らかであり、適格性欠如の分限事由が原告にはないことは最早明白である。

第５　事実関係について

１　雑誌類の保管状況について

(1) 雑誌類の保管状況、特に「男性用雑誌」については、被告は岡崎教頭の供述を基に、「（生徒の出入りのある）理科室に男性用雑誌が置かれていた」旨主張し、更にはこれを否認する原告に対して「今なお虚偽の主張をすること自体が正直でなく反省しておらず教員としての適格性がないことを示すものだ」とまで主張している（被告準備書面（１）３～４ページ２項、同９～１０ページ（８）項）。

しかしながら、これまで再三再四主張してきたように、乙４の写真に写っている雑誌のうち「ＴＯＫＹＯ　ＷＡＬＫＥＲ」などの一般雑誌は理科室に保管されていたものもあるが、「男性用雑誌」については、原告自身注意して、生徒の立ち入らない理科準備室内にダンボールに梱包して保管していたものである。

上記を明らかにするために、改めて、原告本人と、写真を撮影した岡崎教頭に裁判所において尋問を実施し、ことの真偽を確認させていただきたい。

(2) なお、雑誌の写真撮影を行なったこと自体、適正手続違反として違法収集証拠であると考えるが、何ゆえに原告が研修中の平成１５年１０月の段階で、原告の承諾なく、乙４の写真撮影を行なったのか、その目的意図につき明らかにするよう、釈明を求める。

ちなみに、岡崎教頭は、原告が小平市大沼公民館において研修を受けていたときに、原告に対して「勝手に開けたら犯罪ですから」と述べている。

(3) また、本件の「男性用雑誌」類については、平成１６年１月および２月の、原告による「私物」撤去の際には既に行方不明であった。

「男性用雑誌」については、これまで述べたとおり、養護の[redacted]先生に依頼されて、性教育授業の為に数名の男性教員がコンビニ等で買い集めてきたものであるので、厳密な意味ではそもそも原告には所有権すらないものであるが、それでも保管管理者として「男性用雑誌」の行方には関心があるので（生徒の目に触れるような状態にでもなっていたら、あるいは、原告を不利益にするような取扱がされていたら訴訟遂行上も困るので、原告の研修後「男性用雑誌」がどこで保管されてどのように取り扱われたか、またいつ、どのように処分されたかにつき釈明を求める。

２　「私物」の撤去について

私物の撤去については、これを原告において履行していることについても再三再四述べているところである。

しかしそれでもなお、被告は、「原告が私物の撤去命令に従わなかった」旨主張し、しかも私物撤去をしなかったことを「研修によっても原告の性格が是正し得ないものであった」理由としてまで挙げている（被告準備書面（１）８～９ページ（７））。

そこで、繰り返しになるが、あらためて主張整理しておくと、平成１５年～１６年にかけての年末年始の私物整理については、時期的にも、また原告の父親の容態からしても（父親との最後の正月になるかもしれないというおそれはあった。また不幸にも実際にそうなってしまった）、全面撤去は無理である旨、事前にも事後にも校長・教頭に了解を得ている。２月に改めて全面撤去の指示が出されたのもそのためである。

したがって、「平成１５年末年始に私物の全面撤去をしなかった」ことをもって、「研修成果がなかった」などと言われる筋合いは全くない。

３　生徒Ｂへの謝罪

被告は、原告の生徒Ｂへの謝罪についても、研修で体罰であることを知って反省した成果ではなく、生徒Ｂの父親が激怒していることを知ったために行なったものに過ぎない旨、主張している（被告準備書面（１）９ページ　イ）。

しかしながら、原告が、研修直後の平成１５年１０月８日のまさにその当日に、生徒Ｂ宅へ電話したこと自体が、既に反省の現れであり、原告としては生徒Ｂおよび保護者の様子を窺うために電話したのでも何でもない。原告は、率直に謝罪するために電話をしたのであり、１０月８日に電話したこと自体が既に反省の現れに他ならない。原告が、謝罪文そのものを生徒Ｂおよび保護者に渡したのが、生徒Ｂの保護者が激怒していることを知った以降であるからといって、被告が主張するように「研修成果による反省の表れではない」などとは言えないのは明らかである。

４　自動車通勤

自動車通勤問題については、すでに訴状でも述べたとおり、原告の父親が、

平成１４年７月と１０月に校長の元を訪れ、息子である原告の自動車通勤を認めてくれるよう、教育委員会への要請を依頼し、必要であれば、自分が原告に車通勤が必要な事情の生き証人として、市教委に一緒に出向く、とまで申し入れた。その際に、原告の父親は、自らがＣ型肝炎による肝硬変を患っており、Ｃ型肝炎は恐ろしい病気であり現在全国各地で裁判も起こされている旨説明し、校長では病気の恐ろしさを市教委に説明できないだろうから自ら市教委に生き証人として出向くとまで申し出ているのである（甲６．７）。

Ｃ型肝炎訴訟が、昨年（２００７年＝平成１９年）末に劇的な解決を見たことが大きなニュースとなったように、Ｃ型肝炎は恐ろしい病気であるが、澤川校長はＣ型肝炎については無知であったようで、原告の父親の２度にわたる自動車通勤要請の訪問もこれを「２度とも表敬訪問」と受け流してしまい、市教委に対しては具申等の手段は何も行なわずじまいであった。

このように、Ｃ型肝炎という恐ろしい病気について何らの注意も払わずに、原告の父親の要請を無視したこと自体、校長として教職員の職務遂行上の諸事情に対する無関心さを顕わにしたものであり、上記エピソードは澤川校長の、校長としての不適格性をまさに表すものに他ならない。

かような、不適格校長の不合理な自動車通勤禁止の職務命令について、これに「違反した」かどうか自体を判断基準の一つとし、原告の不適格性の表れとして分限免職事由とされてしまうのは不合理極まりない。

第６　結語

１　以上より、被告の主張はいずれも失当であり、原告に対する本件分限免職処分は直ちに取り消されるべきである。

２　なお、原告に対する本件分限免職処分が行なわれた後の教員免許法の改正により、分限免職となった教員の教員免許は失効することとなってしまい、このままだと本年３月末をもって原告は教員としての仕事が出来なくなる。

原告は、本件処分により、小平五中から追われた後も、私立中高の非常勤講師として教員の仕事を続け、高い評価を受けている。しかしながら、このままでは、本件処分と、教員免許法の改正により、高い評価を受けている現在の仕事からも原告は追われることになってしまう。

3　裁判所においては、「行政の行なったことに間違いはない」という先入観は捨てて、事実関係をしっかりと確認した上で「本当にこの教師は、分限免職処分によりクビにしなければならないほどの問題教師なのかどうか」ということを率直に判断していただきたい。

以　上